

## <障害者等支援タクシーの助成までの流れ>

- ① タクシー券利用者は、乗車の際にタクシー乗務員に利用券を冊子のまま手渡します。
- ② 乗務員は冊子の表紙記載の氏名と提示された障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証の氏名が一致していることを確認するよう努めてください。
- ③ 氏名確認後に利用券を1枚切り取り、冊子をタクシー券利用者に返却してください。
- ④ 目的地到着後、料金から500円を引いた額を請求してください。
- ⑤ 利用券に乗車年月日、乗車区間、メーター表示額、障害者割引額、乗務員氏名及び会社名を記入してください。
- ⑥ 利用券を月末に取りまとめ、色別（障害者用と要介護者用で色が違います。）に分け、それぞれ八千代市障害者等タクシー券請求書に枚数及び金額を記入してください。
- ⑦ 翌月15日までに八千代市障害者支援課又は長寿支援課に提出してください。
- ⑧ 提出後30日以内にご指定の口座にお振込みします。

☆ その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒276-8501

千葉県八千代市大和田新田 312-5 八千代市役所  
障害者支援課

TEL 047-483-1151 (内線 2239)

FAX 047-483-2665

Eメール syougaisien1@city.yachiyo.chiba.jp

長寿支援課

TEL 047-483-1151 (内線 2282)

FAX 047-480-7566

Eメール cyouju1@city.yachiyo.chiba.jp